

## 鳥取県告示第485号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成24年8月20日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年7月3日

鳥取県八頭総合事務所長 山 口 秀 樹

1 申請のあった年月日

平成24年6月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人八東川清流クラブ

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

中村 顕

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

八頭郡八頭町用呂1269

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、八東川流域を中心とする地域において、人の生命にとって最も大切なきれいで安全な水の確保とそこに生息する魚・水生生物などが豊かな繁殖ができる環境整備及び人の心に潤いをもたらす河川の景観や憩いの場の創出等に寄与する事業を幅広い住民参画を通して実施する。これにより八東川流域の自然保護、地域住民の健康の維持・増進及び心の安らぎ・豊かさの増進に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

会員種別及び役員の定数